

令和6年度

税制改正等に関する要望書

一般
社団法人 日本自動車整備振興会連合会
日本自動車整備商工組合連合会

平素より、自動車整備業界に対しまして、格別のご指導、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、言うまでもなく、自動車は我が国の国民生活、社会活動を支える上で極めて重要な存在となっておりますが、その機能を十分に発揮するには自動車ユーザーによる適切な保守管理が必要不可欠であります。

このような中、自動車整備事業者は、自動車の点検整備のプロフェッショナルとして、自動車の安全確保はもとより、環境保全にも真摯に取り組み、健全なクルマ社会の構築に貢献して参りましたが、自動車保有台数の大きな増加も望めない状況にある中、中小零細事業者が大多数を占める自動車整備事業者は、厳しい経済環境のもとで経営努力を続けております。

また、自動車業界全体が100年に一度の大転換期を迎える中、自動車整備業界においては、相当期間市場に残る既存技術に対応しつつ、自動車の新技術に対応した点検整備や検査を実施する必要があり、先般、道路運送車両法が改正されました。

加えて、「2050年カーボンニュートラル実現」に向けた対応が必要となってきました。

自動車整備事業者が、今後も自動車ユーザーや地域社会に無くてはならないカードクターとして、また、ユーザーへのサービスの充実を図るためには、改正法に対応し、自動運行装置等新技術に応じた的確な整備サービスの提供やOBD検査を円滑に実施することが必要であります。

これらのことから、機械設備等への新たな投資や整備士の研修等に取り組むとともに、OSSの普及促進などのICT化や、昨今の人口減少等による人材不足への対応等に取り組んで参りますが、自動車整備事業の社会的な使命を果たすためには、税制改正等の事業者支援が必要不可欠であります。

つきましては、上記事情をご賢察の上、令和6年度税制改正等に関して、次のとおり要望いたしますので、宜しくご高配賜りますようお願い申し上げます。

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

会長 竹林 武一

日本自動車整備商工組合連合会

会長 竹林 武一

要 望 事 項

I 税制改正等要望

1. 自動車関係諸税については、簡素化・負担軽減の観点から、受益と負担の関係も含め早期に見直していただきたい。

(要望理由)

現状、我が国の自動車ユーザーには欧米諸国と比べて極めて重い税負担が課せられており、自動車重量税などの関係諸税は、納税者にとって複雑で分かり難く理解も得難いものとなっています。

また、自動車重量税については永久抹消登録時にはその残額が還付されるが、同様に自動車を使用しなくなる一時抹消登録時には還付されないこと、及び軽自動車税については還付制度がないことも自動車ユーザーの理解を得難いものとなっています。

特に、地方部においては、高齢化と人口減の進行に伴い、公共交通機関の利用が困難となりつつあり、世帯に複数の自動車を保有せざるを得ないことから、依然として、地方の自動車ユーザーにとって自動車関係諸税の負担は極めて大きなものとなっており、安全運行の確保に必要な不可欠な点検整備の実施にも影響しています。

このため、自動車関係諸税の簡素化・負担の軽減を早期に実現いただくとともに、オイル等石油製品全般への補助等自動車ユーザーへの支援、また、自動車整備業界はじめ自動車業界が直面する自動運転等の技術革新やカーボンニュートラルへの対応について、受益と負担の関係を考慮し、より安全でより環境性能の高い自動車の普及に向けて特段のご支援をお願いします。

2. 経年車に自動車関係諸税を重課する制度を廃止されたい。

(要望理由)

新車新規登録から一定年数を経過したガソリン車等に高い税率が課されています。これらは、やむを得ず年式の古い自動車を保有しなければならない経済的弱者に重い負担を強いるものです。経年車であっても、定期点検整備の実施等、日頃の管理を適正に行えば安全に使用できるものであり、かつ、車に使われる資源を大切に長く利用することもできます。年数を経ていることをもって一律に過度な負担を求めるという合理性及び公平性に欠ける税制は、廃止されたい。

II 税制延長要望

(要望理由)

自動車整備事業者の次世代への事業承継は、地域における健全なクルマ社会の維持に必要不可欠であり、地域経済・雇用の維持・活性化に繋がります。

加えて、最近の急激な自動車技術の進展への対応や、人材不足に悩む整備事業者にとって、個々の事業者が単独でこれらの課題を克服することはますます困難な状況となっており、地域地域の事業者連携や事業者集約を進めることが必要となっています。

このため、下記の税制の適用期限の延長等をお願いします。

1. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制措置の適用期限の延長

経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、同計画に基づくM&Aを実施した場合の税制措置の適用期限の延長

Ⅲ 自動車整備業界が抱える課題に係る要望

1. 自動車整備技術の高度化、人材不足等の課題克服に向けての支援措置の拡充。

(要望理由)

○ 整備技術の高度化への対応

自動車業界全体が100年に一度の大転換期を迎える中、自動車整備業においては、相当期間市場に残る既存技術に対応しつつ自動車の新技術に対応した点検整備や検査を実施する必要がある、先般、道路運送車両法の改正が行われたところです。

また、加えて、「2050年カーボンニュートラル実現」に向けた対応が必要となってきました。

整備事業者が、改正法に対応し、自動運行装置等新技術に応じた適切な整備サービスの提供や2024年度から導入予定のOBD検査*を円滑に実施し、電動車などの普及に対応した点検整備体制を構築するには、整備事業場における機械設備等への新たな投資や整備士への研修等が必要となっています。

* 「OBD」とは、最近の自動車に装備されている電子装置の状態を監視し、故障を記録する「車載式故障診断装置(On-Board Diagnostics)」のこと。記録された故障コードは、スキャンツール(外部故障診断装置)を接続することにより読み取り可能。

○ 整備要員の人材不足への対応

我が国の少子高齢化、若者の自動車離れ等を背景として整備要員の人材不足が深刻化しています。

整備業界としても関係団体と協力して、高等学校へのPR活動や職場体験の実施等の取り組みを進めており、各事業者においても、生産性向上に資する整備用機器の導入や整備士の給与水準の引き上げなど労働環境改善、待遇改善に取り組んできているところです。

また、平成 28 年度から外国人技能実習生を、令和元年度から特定技能在留外国人の受け入れを開始したところですが、コロナ禍により外国人材の入出国が制限されたことから、整備業界においても影響が残っており、また、最近の円安の影響による日本離れも懸念されます。

中小零細事業者が大多数を占める自動車整備事業者が、これらの課題を克服し地域のカードクターとして自動車ユーザーを支えるためには、新技術及びカーボンニュートラル実現に対応した整備用機器、技術情報、整備技能の拡充、向上を図りながら、適正な対価の収受、事業運営の効率化や生産性向上、事業者連携等に積極的に取り組む必要があります。

このため、事業再構築補助金については既存の自動車の整備を継続しつつ電動車への対応を行う必要のある自動車整備事業者の実態に見合った適用要件の柔軟な運用、充電インフラ補助の延長・拡充、スキャンツールや生産性向上に対応した効率的かつ生産性の高い機器等の整備用機器及び施設設備更新に係る税制優遇及び補助制度、また、整備要員の確保、育成に資するため、企業が、学生の学費負担を軽減する場合や、専門学校等の人材育成機関に寄付等財政的支援を実施した場合における各種支援措置、併せて新技術に対応した整備士の再教育のための教育体制の確立への支援方をお願いします。

最近における原材料の高騰に対応した価格転嫁の促進など、適正な整備料金の収受に向けて関係方面への格段の御指導方をお願いします。

また、事業運営の効率化、ユーザー利便の向上の観点から、適切な管理体制の下での、訪問整備に対応した整備作業場、整備機器等の共有、共用及び事業場敷地以外での整備の拡大等を認めていただきたい。

併せて、自動車整備事業者の業務負荷の軽減、ユーザー利便の観点から、離島において実現している残存有効期間を失わずに車検実施可能な

期間の前倒しを認めていただきたい。

更に、継続検査のワンストップサービス（OSS）の活用等による事業運営の効率化、適正化に当たっては、整備事業者等関係者の更なる負担の軽減、利便性向上等につながるものとなるよう、ダイレクト納付実施金融機関の拡大、軽自動車税の納税確認のシステム化の完全実施などをお願いします。

2. 災害時における迅速かつ手厚い支援措置の拡充

（要望理由）

近年、大規模な自然災害が多発しているところ、自動車は罹災地域の復旧には欠くことのできない重要な機材であり、自動車の円滑な稼働を支える整備事業者の役割は極めて重要です。

このため、被災地域で罹災している整備事業者がいち早く立ち直り、地域の整備需要に的確に対応するための財政的支援の拡充、また、早期に営業を再開するための施設、設備の共用の容認、暫定的認証要件の緩和等について支援方をお願いします。

別 添

平成30年11月7日

国土交通省自動車局
局長 奥田 哲也 殿

自動車整備事業の喫緊の課題克服に関する
要望書

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
会長 竹 林 武 一

平素より自動車整備業に対しまして格別なご理解とご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、言うまでもなく、自動車は我が国の国民生活、社会活動を支える上で極めて重要な存在となっておりますが、その機能を十分に発揮するには自動車ユーザーによる適切な保守管理が必要不可欠であります。

このような中、自動車分解整備事業者は、自動車の点検整備のプロフェッショナルとして、自動車の安全確保はもとより、環境保全にも真摯に取り組み、健全なクルマ社会の構築に貢献して参りましたが、自動車保有台数の大きな増加も望めない状況にあって、中小零細事業者が大多数を占める自動車分解整備事業者は、依然激しい競争環境のもとで経営努力を続けております。

今後とも、自動車ユーザーや地域社会に無くてはならないカードクターとして、また、ユーザーへのサービスの充実のためにも、自動車業界全体が100年に一度の大転換期を迎える中、電気自動車等環境対応車の普及や安全運転を支援するシステム等新技術への対応、設備の近代化、ICT化の推進等を続け、さらには、昨今の人口減少等による人材不足への対応も労働環境改善や待遇改善、生産性向上等を通じて図って参りますが、自動車整備事業の社会的な使命を果たすためには、引き続き事業の活性化が求められており、各般の事業者支援が必要不可欠であります。

つきましては、上記事情をご賢察の上、下記の要望を申し上げますので、宜しくご高配賜わりますようお願い申し上げます。

要 望 事 項

1 自動車整備技術の高度化への対応

政府は、高速道路における条件付き自動運転を2020年度目途で実用化することなどの目標を掲げ、現在、国土交通省交通政策審議会の小委員会において、今後の自動運転等先進技術を搭載した自動車の安全確保のための制度のあり方を検討されているところです。

同委員会において、整備業界の意見を述べさせて頂いたところですが、重ねて下記の点について特段のご配慮をお願いします。

（認証基準の見直し）

・ 分解整備の見直しに伴い認証基準の見直しが行われる場合には、早期に明確化していただきたい。また、認証基準の設定に当たっては整備事業者に過度な負担とならないように配慮頂くとともに、人員の確保や機器導入等に対する格段のご支援をお願いしたい。

（点検整備に係る技術情報等の提供）

・ 自動車製作者等からの技術情報の提供、整備事業者に対する教育や研修会に対する協力、支援が適切に得られるよう措置いただきたい。

（電子装置の統一かつ確実な検査手法等の整備）

・ OBD 検査の導入に当たっては、全国において統一かつ確実な判定が行えるよう技術情報等を国が適切に管理するとともに、指定整備工場においても簡便かつ適切に検査が行えるよう検査手法・体制・制度を構築していただきたい。

(計測機器等の統一化、汎用化の推進)

・新技術に対応した計測機器、整備機器等については、早期に規格の統一、汎用化を図るとともに部品や機器等については、安価で円滑に供給されるようお願いしたい。

2 整備人材不足への対応支援

少子高齢化、若者のクルマ離れなどにより自動車整備士を目指す若者が激減している。一方、整備士の高齢化が進んでおり、業界を支える人材不足が喫緊の課題となっています。

- ・自動車整備技能登録試験受験者は、この10年で約4割減
- ・事業者アンケートによると、
 - ・整備士が不足と感じている者が19.2%
 - ・やや不足と感じている者が30.7%

日整連としても国土交通省主導の下に、「自動車整備人材確保・育成推進協議会」を立ち上げ(26年4月)、国、関連団体と協力して、高等学校へのPR活動(学校訪問、二種養成施設のPR等)や、職場体験の実施等の取組みを進めているところです。

また、各事業者においても、効率化、省力化に繋がる生産性向上機器の導入や整備士の給与水準の引き上げなど労働環境改善、処遇改善に懸命に取り組んできているところです。

こうした中、我が国の整備技術を海外に広めるという国際貢献の見地からひいては整備人材のすそ野を広げることにつながる外国人技能実習生の受け入れを平成28年度から始めたところです。

しかしながら、深刻な人材不足の事態は改善されず、有効求人倍率が3.73にまで高まってきております。

このような状況に鑑み、

(特定技能による在留資格の活用)

・ 現在国において検討が進められている特定技能での在留資格について、技能実習制度の滞在期間終了後も継続して労働者として働けることが可能となる等我が国の整備人材不足改善のための制度として活用できるよう措置していただきたい。

(人材不足に対する国の主導的役割)

・ 人材不足は、国内産業の全てが抱える課題であり、すそ野の広い自動車関係業界と連携を取りながら取り組む必要がありますので、国においては、引き続き協議会を中心に対策が強力に推進されるよう主導的役割を果たしていただきたい。

3 定期点検整備の確実な実施

自動車ユーザーには車の保守管理責任があり、定期的な点検整備が義務付けられているにもかかわらず、実施率が低い状況です。

・ 定期点検整備の実施状況

中間点検の実施率は依然として低い。

(自家用乗用車：54%、事業用大型トラック：60%)

・ 自動車使用の長期化、高車齢化

普通乗用車の平均使用年数は20年前と比べて5年伸びて13年、点検整備が一層重要となっている。

(定期点検整備の励行指導の徹底)

・ 国においては、今後とも、継続検査等において定期点検未実施車に対する指導の徹底を図っていただきたい。

・ 特に地方公共団体が所有する車両や公共機関車両等が、予算上の

制約を理由に、定期点検整備が確実に実施されていない事例も見受けられることから、率先して励行の徹底が図られるよう働きかけをお願いしたい。

4 整備事業関連制度の見直し、支援措置の拡充

近年、中小企業経営者の高齢化が進んでおります。

自動車整備事業者に関しては、中小零細事業者が大多数を占め、55歳以上の経営者の割合が約67%、65歳以上の経営者の割合が約38%となっており、事業承継が喫緊の課題となっています。

このような中、新技術への対応や人材不足などの課題に対応する必要があり、懸命に事業運営の効率化や生産性向上等に取り組んできているところです。

整備事業者がこうした厳しい経営環境の中で、地域のカードクターとして事業を継続させていくためにも整備事業に係る下記の制度見直し、支援措置の充実をお願いします。

(事業承継税制の拡充等)

- ・自動車整備事業者の約4割を占める個人事業者の事業承継を円滑に進めるため、事業承継税制の拡充等の負担軽減措置を講じていただきたい。

(OSSの更なる普及促進)

- ・OSSの普及促進に当たっては、整備事業者等関係者の更なる負担の軽減、利便性向上等につながるものとなるよう、車検証の返付手続きの簡素化、ダイレクト納付実施金融機関の拡大、軽自動車OSSの確実な推進等を進めていただきたい。

(認証基準等の見直し)

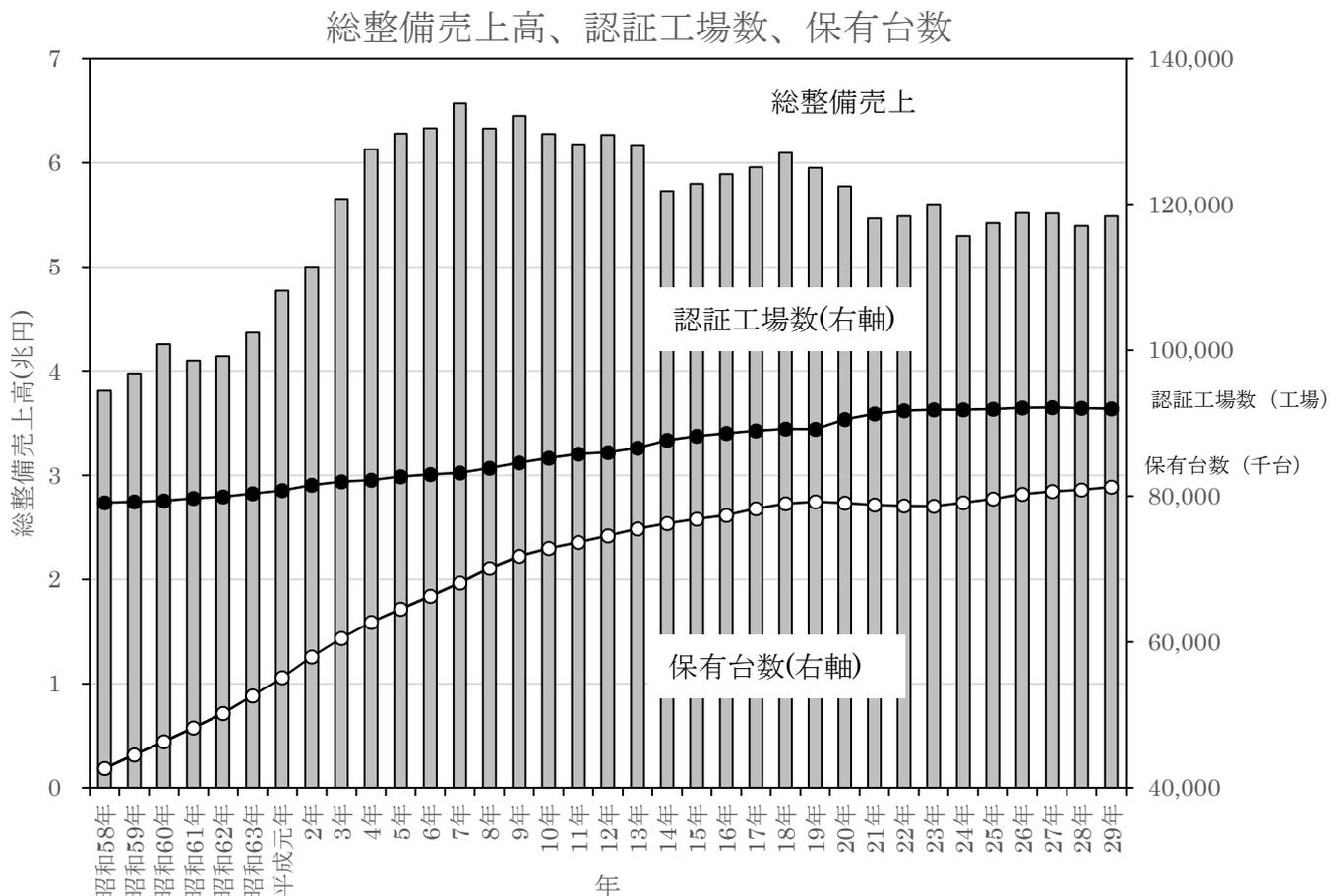
- ・整備事業を行うに必要とされる整備要員や設備、機器の要件に

ついて、一定の要件を満たす場合などについてはパート従事者を整備要員とすることや設備、要員の共用等が可能となるよう見直しを進めていただきたい。

(災害時の復旧支援)

- ・ 全国で頻発する豪雨や地震災害時に罹災整備事業者が早期回復を図るための財政的な支援の充実、また、早期に営業を再開するためにも、施設、機器等の共用について簡便な手続きで実施できること等の緩和措置をお願いしたい。

自動車整備業の現況



- ◆平成 29 年調査による総整備売上は 5.5 兆円、対前年度 1.7%増と 3 年ぶりに増加したものの、長期的には減少傾向
- ◆保有台数当たりの整備売上は、ピーク時（平成 7 年）の 7 割に減少
- ◆整備工場数は 9.2 万
 - ・ 2 年続けての減少
- ◆従業員数は 53 万人（うち整備士は 34 万人）
- ◆厳しい経営状況
 - ・ ほとんどが中小零細企業（従業員 10 人以下が 8 割）
 - ・ 給与は、ここ数年増加傾向にあるものの低水準（388 万円）